

# 履歴サポート事業者の登録手続きについて

「履歴サポート事業者」は事前登録が必要です。※Eメールアドレスのご登録が必要です。

- ①履歴取次店にて、所定の履歴サポート事業者登録申請書を用いて、事業者登録をしてください。
- ②登録完了後、「あんしんいえかるて」履歴サポート事業者証及び専用アカウント・パスワードを発行いたします。

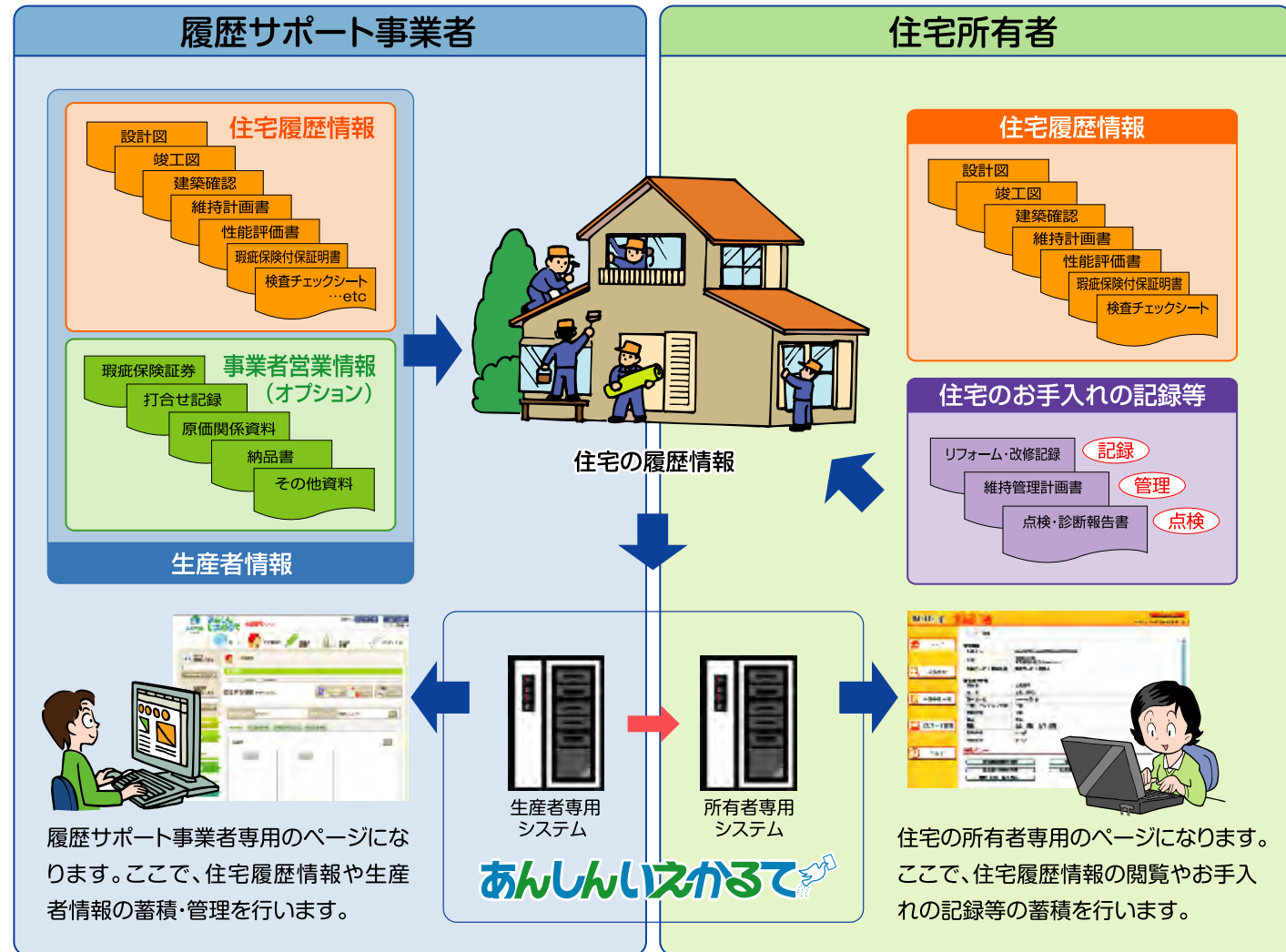
———これで登録完了です。———

お申し込みは履歴取次店までご連絡ください。

住宅履歴情報を  
活用しよう!



## 「あんしんいえかるて」はこんな仕組みです。



「あんしんいえかるて」についての、ご質問・お問い合わせは(株)住宅あんしん保証もしくは、下記履歴取次店までご連絡ください。

国土交通省登録 住宅履歴情報登録機関 登録番号01  
住宅履歴情報サービス機関 機関コード0048

### 株式会社 住宅あんしん保証

■本社  
〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-6-6 八重洲センタービル 7F  
TEL.03-3516-6333 FAX.03-3516-6332  
ホームページ <http://www.j-anshin.co.jp>

お問い合わせは  
(履歴取次店)

●カタログ記載内容/2010年8月現在  
●本カタログに記載しております内容は予告なく変更される場合があります。 P-0502-1009-1



事業者様向け

住宅履歴情報で  
長持ち住宅、さらに価値アップ!

# あんしん いえかるて

「作っては壊す」から「良いものを大切に」を  
支援するサービスです。

安心

安全

便利

信頼

住宅履歴情報を  
活用しよう!

新築情報

改修・リフォーム情報

点検・診断情報

長期優良  
住宅対応



住宅履歴情報サービスキャラクター  
「あんしんはーと!」

\*住宅履歴情報は住宅所有者様の財産です。

# これからは住宅履歴情報の蓄積・活用が 必要な時代になります!!

長期優良住宅普及促進事業・既存住宅流通活性化事業などで  
住宅履歴情報の蓄積が求められています。

## 準備は大丈夫ですか!?

## 「あんしんいえかるて」が、解決します!!

### 住宅履歴情報とは?

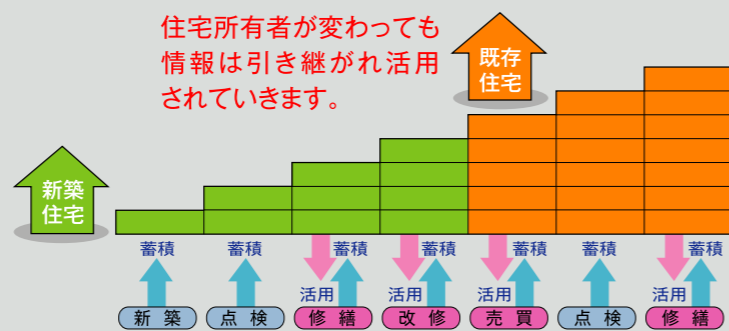
住宅履歴情報とは住宅の設計・施工、維持管理、権利及び資産に関する情報をいいます。住宅所有者が蓄積、活用していくためのもので、いつ、だれが、どのように新築や修繕、改修・リフォーム等を行ったかを記録した、住まいの「履歴書」になります。住宅履歴情報の所有者は、「住宅の所有者」になります。

#### ●新築から蓄積をスタートした場合

設計図書や施工記録などをベースに、その後の点検やリフォーム、売買等が行われるたびに情報を蓄積していきます。

#### ●リフォームから蓄積をスタートした場合

リフォームでは設計図書がない場合もあります。その場合はそのリフォームを行った時点での現状の情報や結果の情報がスタートになります。

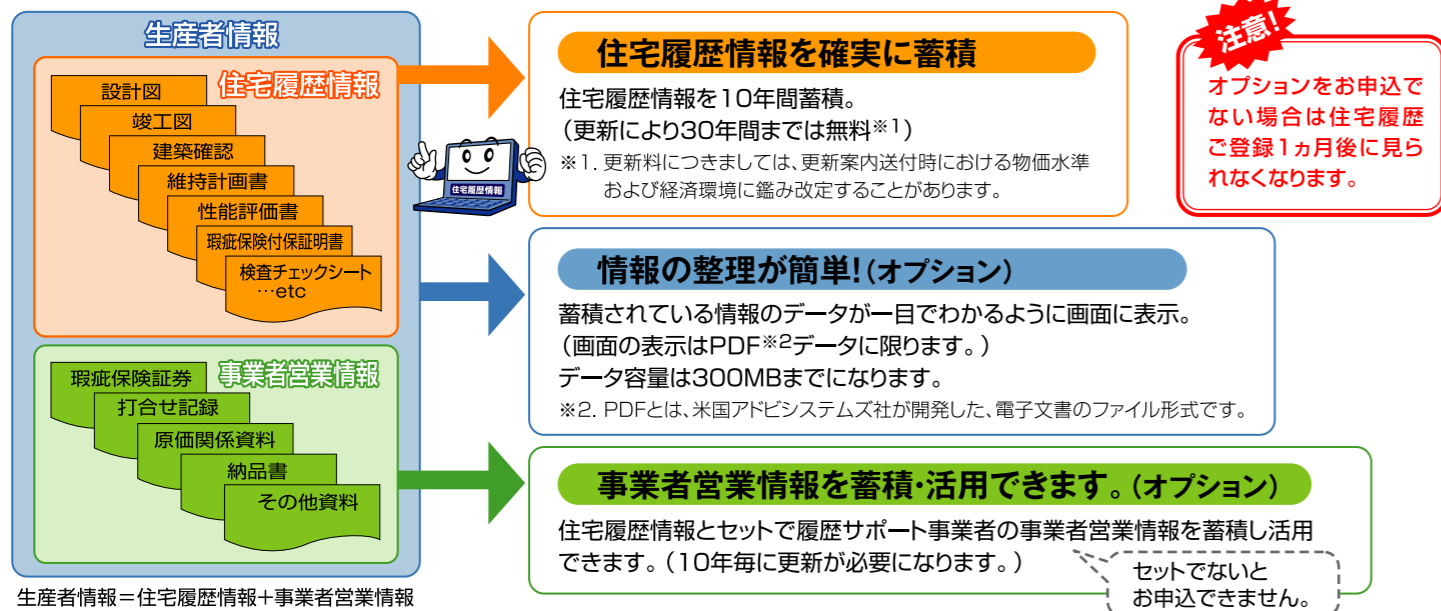


### 「あんしんいえかるて」とは?

住宅所有者様の住宅履歴情報を、『履歴サポート事業者』が蓄積のお手伝いをします。その情報を住宅あんしん保証がご予約し、長期間蓄積するサービスです。

#### 履歴サポート事業者とは

住宅所有者様から委任を受け、「あんしんいえかるて」に住宅履歴情報の蓄積をサポートできる事業者です。



## 「あんしんいえかるて」を有効に活用!

### 信頼 維持管理で信頼関係

1ヶ月後  
3ヶ月後  
6ヶ月後  
1年後  
-----  
10年後  
20年後  
-----



住宅履歴情報を利用して維持管理の契約を提案しましょう。

### 営業 顧客開拓ツール



新たな顧客を開拓するための営業ツールとしても有効! 自社のOB顧客だけでなく、改修・リフォームや点検・診断の際にも積極的に提案しましょう。

## さらに「あんしんいえかるて」なら!

### 安心 信頼できる事業者へ

履歴サポート事業者の登録をすれば、弊社ホームページ上に「履歴サポート事業者」としてご紹介できます。その証として、弊社の「履歴サポート事業者証」をお届けいたします。



履歴サポート事業者証

### 管理 施主管理を容易に

生産者情報を蓄積※することで、自社で建てたり、リフォームした住宅の情報が、いつでも「あんしんいえかるて」で整理された状態で閲覧できます。

### 便利 OB顧客へのサービスに

生産者情報を蓄積※することで、自社で建てたり、リフォームした住宅の「経過年数告知サービス」を受けることができます。OB顧客へのリフォーム提案や定期点検も忘れることなく行え、サービスの充実につながります。

### 経過年数告知サービス

蓄積している生産者情報を元に、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年そして、5年、10年と経過年数を、事業者様へお知らせします。それにより計画的な保守・点検や改修・リフォームの提案を確実に行うことができます。

### 義務 図書保存の義務化へ対応

建設業法で定められた営業に関する図書の10年間の保存義務。

「あんしんいえかるて」では、事業者営業情報(住宅履歴情報を含む生産者固有の情報である「打ち合わせ記録」「原価関連資料」「保険証券等」)の蓄積※が10年間行えます。

※生産者情報の蓄積には、住宅履歴情報+生産者情報セットの申し込みが必要となります。

## お申し込みは「あんしんいえかるて」の 「履歴取次店」まで